



第13回 市民のプラットフォーム



あなたのとなりの障がい者の話 — 当事者に聞く —



日時 1月18日(土)

14:00 ~ 16:00 ごろ

会場 あきる野市 **中央公民館**

2階 第7研修室

参加費無料

(バス「東中学校入口」下車すぐ)
(JR 東秋留駅 下車 徒歩15分)



1970年、それまでの「障害」当事者たちの闘いの積み重ねもあって、「障害者基本法」が作られました。この法律の目的は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず個人として尊重され、分け隔てられることのない「共生社会」を実現することです。それから長い年月を経て、2016年に「障害者差別解消法」が成立(2021年改正)し、行政ばかりでなく民間事業者にも、不当な差別を禁止すると共に、障がい者に対し「合理的配慮」をする義務が課せられました。

近年、「バリアフリー」「インクルーシブ」ということばも見聞きするようになってきましたが、現状はどうなっているでしょう。

今回は、「障害」の当事者にお話を伺い、私たちはどうすれば「共生社会」を作れるのか、一緒に考えたいと思います。



主催: くさしぎ・草の根市議と
市政を考える会

連絡先: 042-596-4569
(佐橋)

e-mail: kusasigi@nifty.com

障害者基本法

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため（中略）障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ（中略）全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり（中略）当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（※2項が二〇二二年に付け加えられた。）

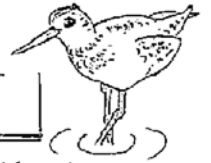
「市民のプラットフォーム」って何？

日々の暮らしの中で、困りごとにおぶつかったとき、情報を集めたり、同じ悩みを抱える人と出会ったりすることで、解決の糸口が見えてくる場合があります。

また、暮らしの中で、「なんで？」「このままでいいの？」と感じたとき、その小さな「？」をそのままにせず、調べ、考之、声を出すことで、「市民参加の政治」が始まります。

そのために、人と人が情報を交換し、語り合い、つながっていく場。それが「市民のプラットフォーム」です。

「くさしぎ」の紹介



「くさしぎ」は鳥の名前ですが、「草の根市議」という意味も含め、会の名前としました。

2011年の福島原発事故以後、多くの気づきがありました。その中に「今まで私たち市民は、あまりにも政治家に政治をお任せにし過ぎたのではないか」という苦い反省もありました。

「くさしぎ」は、この反省に立ち、もっとも身近な市政に、私たちの代表の「草の根市議」を誕生させ、その市議とともに、一般の市民が主体的に市政に関わっていく、と呼びかける、あきる野市民の会です。関心を持たれた方は、ぜひご連絡ください。